

平成 27 年 7 月 1 日

行 動 計 画

職員が仕事と子育てを両立することができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 平成 27 年 7 月 1 日から平成 30 年 6 月 30 日までの 3 年間

2. 内 容

目標 1：法に基づく育児休業、育児休業給付、産前産後休業など諸制度の周知

<対策>

- ◆平成 27 年 7 月～ 育児介護休業・産前産後休業についての資料作成。
- ◆平成 27 年 9 月～ 資料をもとに職員への周知を行う。

目標 2：育児休業を取得しやすく、職場復帰しやすい環境の整備

<対策>

- ◆平成 27 年 7 月～ 育児休業を取得する労働者に対して休業中の待遇、復帰後の労働条件について周知する。
- ◆平成 27 年 7 月～ 育児休業中の労働者に対して能力向上のための情報提供を行う。
- ◆平成 27 年 9 月～ 育児休業後の労働者が復帰しやすい環境の整備を行う。

医療法人きむら歯科医院